

事務連絡  
平成28年1月6日

一般社団法人 熊本県建設業協会 御中

熊本県環境生活部環境局  
廃棄物対策課適正処理推進班長

平成27年度熊本県優良産廃処理業者認定制度普及促進事業に係る  
周知等について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、熊本県では、産業廃棄物の適正処理の更なる推進を図ることを目的として、「平成27年度熊本県優良産廃処理業者認定制度普及促進事業」を実施しております。

つきましては、貴団体の会員各社への標記事業の周知についてご協力をいただきたく、下記についてお願い申し上げます。

記

- ・貴団体のホームページへの掲載
- ・貴団体の広報誌等への掲載
- ・会員へのチラシ配布協力（貴団体事務所内に設置等）

連絡先

熊本県からの委託事業者

株式会社環境と開発

担当 日野

電話 096-345-3806

FAX 096-344-5518

# 優良産廃処理業者認定制度を ご存知ですか?

## ● 優良産廃処理業者に委託した時のメリット

### ① 業務の透明化

事業者には、自らの産業廃棄物について排出事業者責任があります。

したがって、処理委託後も、産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければならず、この注意義務が果たされていない場合、行政により産業廃棄物の撤去等の命令を受ける可能性があります。



### ② コンプライアンスの確保

優良認定業者は、遵法性や事業の透明性が高く、信頼できる産廃処理業者であり、行政から認定を受けた業者です。

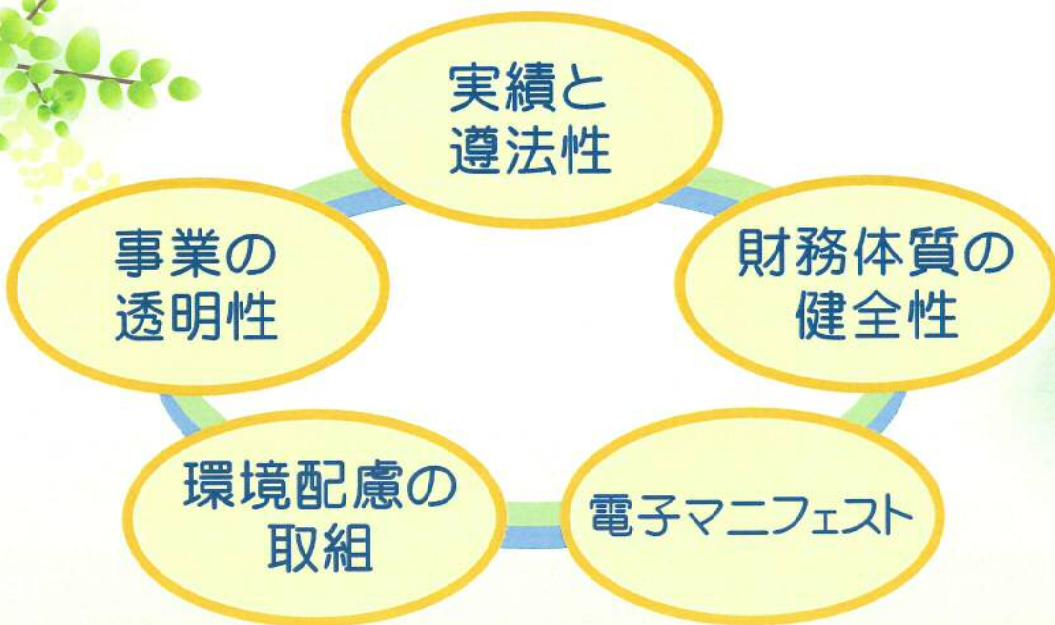
また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮されます。

### ③ 産業廃棄物処理状況のアピール

平成22年の廃棄物処理法改正により、多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。優良認定業者への委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。

## 優良産廃処理業者として認定されるための基準は?

優良産廃認定業者として認定されるためには、以下の基準すべてに適合していることが必要です。



くわしくは  
「さんぱいくん」で  
検索!!



## 熊本県委託フォーラム

# 排出事業者と優良産廃処理業者のための共創フォーラム の開催及び参加者募集について

熊本県では、産業廃棄物の更なる3Rの推進や地域での社会貢献活動の展開など、排出事業者と優良産廃処理業者との連携・協働の可能性について意見交換を行うために、「排出事業者と優良産廃処理業者のための共創フォーラム」を開催します。

このフォーラムでは、産業廃棄物処理委託の最新情報の提供とともに、排出事業者が抱える廃棄物処理に関する悩みを優良産廃処理業者とともに解決します。排出事業者の日ごろの不安や疑問を解消し、積極的な連携協働のきっかけの場とします。

### ○ 対象者

以下のいずれかに該当する排出事業者及び優良産廃処理業者の方が対象です。

- ・環境業務に携わる本社／事業場の廃棄物管理担当者(排出事業者)の方
- ・廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者の方

### ○ 日時・場所

平成28年3月16日(水) 14時～16時 熊本市国際交流会館

### ○ プログラム

14時～15時 講演 「産業廃棄物処理委託の最新情報と事例(仮)」

15時～16時 ビジネスマッチング 「産業廃棄物処理に関する意見交換(仮)」

### ○ 申し込み・お問い合わせ先

熊本県からの委託事業者（平成27年度熊本県優良産廃処理業者認定制度普及促進事業）

株式会社 環境と開発 熊本県熊本市北区清水本町18番18号

TEL:096-345-3806 FAX:096-344-5518 メールアドレス:info@etod.co.jp

## 排出事業者と優良産廃処理業者のための共創フォーラム参加申込書

申込期限:2月15日(月)

\* 必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください FAX:096-344-5518

フリガナ 名前		
会社名		
事業所名※		
部署名※		
役職名※		
メールアドレス		
住 所	〒	
電話番号	FAX番号	

※ない場合は「なし」とご記入ください。